



# 宮 崎 県 公 報

令和3年4月30日（金曜日） 第 201 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 特定計量器の定期検査の実施……………（商工政策課）1
- 道路の区域の変更……………（道路保全課）2
- 道路の供用の開始……………（ “ ）2
- 道路の占用を制限する区域の指定……………（ “ ）2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課）3
- 細島港港湾計画の変更の概要……………（港湾課）3
- 港湾法に基づき撤去した工作物等の保管……………（ “ ）4

### 公 告

- 土地改良区の役員の就任の届出……………（農村整備課）4
- 土地改良区の役員の就退任の届出（7件）……………（ “ ）4
- 県営土地改良事業計画の策定（2件）……………（ “ ）8

頁

- 宮崎県資源管理方針の変更の公表……………（漁業管理課）8
  - するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量……………（ “ ）13
  - 家畜体内受精卵移植講習会の開催……………（家畜防疫対策課）13
- ### 公安委員会公告
- 警備員指導教育責任者講習の実施について……………14
  - 警備員等の検定の実施について……………15
- ### 選挙管理委員会告示
- 政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出……………15
  - 資金管理団体の異動及び資金管理団体でなくなった旨の届出……………18
  - 政治資金規正法第17条第2項の適用団体の公表……………18

## 告 示

### 宮崎県告示第 366号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、令和3年11月1日から令和3年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

令和3年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	6月16日	午前10時から午後3時まで	綾町役場	綾町全域
	6月23日	午前10時から午後3時まで	国富町役場	国富町全域
	6月16日から7月31日まで	午前9時から午後4時30分まで	宮崎県計量検定所	東諸県郡全域
質量計	6月28日	午前10時から午後3時まで	西都市民体育館	西都市全域
	6月28日から7月31日まで	午前9時から午後4時30分まで	宮崎県計量検定所	

質量計	7月2日	午前10時から午後3時まで	高城総合支所	都城市高城町全域
	7月7日	午前10時から午後3時まで	山之口総合支所	都城市山之口町全域
	7月9日	午前10時から午後3時まで	高崎総合支所	都城市高崎町全域
	7月12日	午前10時から午後3時まで	山田体育館	都城市山田町全域
質量計	7月14日	午前10時から午後3時まで	三股町体育館	三股町全域
	7月2日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで	宮崎県計量検定所	都城市（旧都城市を除く。）、三股町全域
質量計	7月19日	午前10時から午後3時まで	小林市市民体育館	小林市全域（須木、野尻町を除く。）
	7月20日	午前10時から午後3時まで	小林市市民体育館	
	7月19日から8月31日まで	午前9時から午後4時30分まで	宮崎県計量検定所	
質量計	8月2日	午前10時から午後3時まで	えびの市役所	えびの市全域
	8月3日	午前10時から午後3時まで	飯野地区コミュニティ	

	8月4日	午前10時から 午後3時まで	ティセ ンター 真幸地区 コミュニ ティセ ンター	
	8月2日 から9月 30日まで	午前9時から 午後4時30分まで	宮崎県計 量検定所	
質量計	8月18日	午前10時30分から 午後3時まで	門川町役 場	門川町全 域
	8月20日	午前10時30分から 午後3時まで	日向市役 所	日向市全 域
	8月23日	午前10時30分から 午後3時まで	日向市役 所東郷総 合支所	
	8月18日 から9月 30日まで	午前9時から 午後4時30分まで	宮崎県計 量検定所	門川町、 日向市全 域
質量計	8月26日	午後1時から 午後4時まで	椎葉村役 場	椎葉村全 域
	8月27日	午前9時30分から 正午まで	諸塚村中 央公民館	諸塚村全 域
	8月27日	午後2時から 午後4時まで	西郷ニュー ホープ センター	美郷町全 域
	8月26日 から9月 30日まで	午前9時から 午後4時30分まで	宮崎県計 量検定所	椎葉村、 諸塚村、 美郷町全 域
質量計	9月9日	午前10時30分から 正午まで	延岡市北 浦総合支 所	延岡市北 方町、北 川町、北 浦町全域
	9月9日	午後2時から 午後4時まで	延岡市北 川総合支 所	
	9月10日	午前10時から 正午まで	延岡市北 方総合支 所	
	9月9日 から10月 31日まで	午前9時から 午後4時30分まで	宮崎県計 量検定所	

備考

上記日時のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに正午から午後1時までを除く。

宮崎県告示第 367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年4月30日から同年5月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間 日之影 線	東臼杵郡美 郷町北郷宇 納間字七郎 ヶ平7188番 1地先から 同郡同町北 郷宇納間同 字7188番1 地先まで	旧	7.6～ 12.8	32.0
				新	9.0～ 15.6	

宮崎県告示第 368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年4月30日から同年5月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高 岡線	西都市聖陵 町1丁目77 番1地先から 同市大字 妻字平田16 90番1地先 まで	令和3年4月30日

宮崎県告示第 369号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年4月30日から同年5月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	高鍋高岡 線	西都市聖陵町1丁目77番1地先から同 市大字妻字平田1690番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年5月15日

宮崎県告示第 370号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 征矢抜地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	西都市大字上揚字征矢抜9番3
2	〃 〃 〃 47番1
3	〃 〃 〃 47番1
4	〃 〃 〃 47番口
5	〃 〃 〃 47番口
6	〃 〃 〃 47番1
7	〃 〃 〃 45番1
8	〃 〃 〃 38番1
9	〃 〃 〃 36番1
10	〃 〃 〃 31番
11	〃 〃 〃 30番3
12	〃 〃 〃 22番
13	〃 〃 〃 10番3

宮崎県告示第 371号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、細島港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和3年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 港湾計画の変更の概要

平成28年宮崎県告示第247号によりその概要を告示した細島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

泊地

変更前

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
工業港	15	3

変更後

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
工業港	15	3
〃	9	1

〃	7.5	1
---	-----	---

(2) 係留施設計画

岸壁

変更前

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
工業港	公共用	15	1	一般船用
〃	公共用	10	1	RORO船用
〃	公共用	10	1	RORO船用

変更後

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
工業港	公共用	15	1	一般船用
〃	公共用	9	1	RORO船用
〃	公共用	7.5	1	RORO船用
〃	公共用	4.5	2	タグボート用

(3) 臨港交通施設計画

道路

変更前

名称	起 点	終 点	車線数
臨港道路 源氏山線	工業港地区公共埠頭	県道15号	2

変更後

名称	起 点	終 点	車線数
臨港道路 源氏山線	工業港地区公共埠頭	県道15号	2
臨港道路 船場線	工業港地区公共埠頭	臨港道路 源氏山線	4

(4) 土地造成及び土地利用計画

ア 土地造成計画

変更前

地区名	面積（ヘクタール）	用途
工業港	7	埠頭用地
〃	25	工業用地
〃	1	交通機能用地

変更後

地区名	面積（ヘクタール）	用途
工業港	11	埠頭用地
〃	25	工業用地
〃	1	交通機能用地

イ 土地利用計画

変更前

地区名	面積（ヘクタール）	用途
工業港	19	埠頭用地
〃	12	港湾関連用地
〃	189	工業用地
〃	2	交通機能用地
〃	2	緑地

変更後

地区名	面積（ヘクタール）	用途
工業港	23	埠頭用地
〃	10	港湾関連用地
〃	189	工業用地
〃	3	交通機能用地

”	2	緑地
---	---	----

(5) その他の計画

ア 小型船だまり計画

地区名	港湾施設
工業港	岸壁及び泊地

イ 大規模地震対策施設

幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

地区名	水深（メートル）	バース数
工業港	9	1
”	7.5	1

ウ 物資補給等のための施設

変更前

地区名	水深（メートル）	バース数
工業港	10	1
”	7.5	1

変更後

地区名	水深（メートル）	バース数
工業港	10	1
”	10	1
”	7.5	1
”	10	1

2 港湾計画の縦覧の場所

宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県県土整備部港湾課  
日向市大字日知屋字新開 17371の2 宮崎県北部港湾事務所

宮崎県告示第372号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第3項の規定により、同条第2項の規定により撤去した工作物及び船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を保管した。

令和3年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 工作物等の名称又は種類、形状及び数量等

名称又は種類、形状及び数量	放置されていた場所	撤去した日時
名称：起英丸 形状：船質 FRP 船長 11.90メートル 数量：1隻	串間市大字南方字永畑4559番5地先	令和3年3月17日午前10時

2 工作物等の保管を始めた日時

令和3年3月17日午前10時10分

3 工作物等の保管場所

串間市大字西方字下夕町 15071番 128地先（福島港外港地区内）

4 保管した工作物等の返還

(1) 返還期限

令和3年9月17日。ただし、令和3年6月17日までに返還の申出がない場合には、工作物等を売却してその代金を保管し、又は工作物等を廃棄することがある。

(2) 返還の申出及び問合せ先

宮崎県串間土木事務所総務課管理担当 串間市大字西方8970  
電話番号0987（72）0134

(3) 費用負担

工作物等の撤去、保管、売却その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者その他港湾管理者が当該措置を命ずべき者の負担とする。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和3年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住所
理事	中原長幸	都城市山田町山田8796番地の1

（任期：令和6年3月29日まで）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、岩戸土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	甲斐健興	西臼杵郡高千穂町大字岩戸5805番地
理事	甲斐政雄	西臼杵郡高千穂町大字岩戸7402番地8
理事	佐藤康弘	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸74番地
理事	工藤高裕	西臼杵郡高千穂町大字岩戸6410番地
理事	酒井耕一	西臼杵郡高千穂町大字岩戸7269番地1
理事	極殿原且	西臼杵郡高千穂町大字岩戸8271番地2
理事	福原良治	西臼杵郡高千穂町大字岩戸9223番地
理事	渡辺浩孝	西臼杵郡高千穂町大字岩戸8745番地

（任期：令和6年3月31日まで）

## 2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	丸本賢一	西臼杵郡高千穂町大字岩戸8791番地
理事	甲斐健興	西臼杵郡高千穂町大字岩戸5805番地
理事	工藤博明	西臼杵郡高千穂町大字岩戸6430番地
理事	佐藤清志	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸203番地3
理事	富高俊市	西臼杵郡高千穂町大字岩戸6733番地1
理事	甲斐政雄	西臼杵郡高千穂町大字岩戸7402番地8
理事	極殿原且	西臼杵郡高千穂町大字岩戸8271番地2
理事	福原良治	西臼杵郡高千穂町大字岩戸9223番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上寺土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	飯沼和浩	西臼杵郡高千穂町岩戸2430番地2
理事	佐藤重昭	西臼杵郡高千穂町岩戸1259番地
理事	藤野幸次	西臼杵郡高千穂町岩戸2165番地
理事	富高透	西臼杵郡高千穂町岩戸2480番地
理事	佐藤和彦	西臼杵郡高千穂町岩戸1501番地

(任期:令和6年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	工藤寛俊	西臼杵郡高千穂町岩戸1741番地

理事	飯沼和浩	西臼杵郡高千穂町岩戸2430番地2
理事	藤野幸次	西臼杵郡高千穂町岩戸2165番地
理事	富高透	西臼杵郡高千穂町岩戸2480番地
理事	甲斐友衛	西臼杵郡高千穂町岩戸1356番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、日向土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	工藤和也	西臼杵郡高千穂町岩戸5067番地
理事	渡辺今朝則	西臼杵郡高千穂町上岩戸1008番地2
理事	馬原清隆	西臼杵郡高千穂町岩戸5310番地
理事	甲斐鉄男	西臼杵郡高千穂町上岩戸1332番地
理事	佐藤栄士	西臼杵郡高千穂町上岩戸1542番地

(任期:令和6年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	佐藤正一	西臼杵郡高千穂町岩戸5304番地
理事	工藤和也	西臼杵郡高千穂町岩戸5067番地
理事	工藤堅士	西臼杵郡高千穂町上岩戸1219番地
理事	佐藤光宏	西臼杵郡高千穂町上岩戸1377番地1
理事	佐藤栄士	西臼杵郡高千穂町上岩戸1542番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、東岸寺土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 実 夫	西臼杵郡高千穂町岩戸4023番地
理 事	馬 原 久 光	西臼杵郡高千穂町岩戸5015番地
理 事	佐 藤 光 夫	西臼杵郡高千穂町岩戸4411番地
理 事	佐 藤 光 徳	西臼杵郡高千穂町岩戸4781番地
理 事	佐 藤 峯 春	西臼杵郡高千穂町岩戸3850番地

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 実 夫	西臼杵郡高千穂町岩戸4023番地
理 事	馬 原 久 光	西臼杵郡高千穂町岩戸5015番地
理 事	佐 藤 光 夫	西臼杵郡高千穂町岩戸4411番地
理 事	佐 藤 光 徳	西臼杵郡高千穂町岩戸4781番地
理 事	佐 藤 峯 春	西臼杵郡高千穂町岩戸3850番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、黒口土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 金 一	西臼杵郡高千穂町大字上野2315番地
理 事	苑 田 幸 久	西臼杵郡高千穂町大字上野 226番地19
理 事	佐 藤 春 樹	西臼杵郡高千穂町大字上野2852番地
理 事	佐 藤 好 弘	西臼杵郡高千穂町大字上野2937番地
理 事	佐 藤 則 行	西臼杵郡高千穂町大字上野2616番地

理 事	興 梶 利 男	西臼杵郡高千穂町大字上野2306番地14
理 事	西 村 公 彦	西臼杵郡高千穂町大字上野3545番地
監 事	古 西 富美男	西臼杵郡高千穂町大字上野3562番地
監 事	荒 内 謙 二	西臼杵郡高千穂町大字上野3811番地2

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 金 一	西臼杵郡高千穂町大字上野2315番地
理 事	苑 田 幸 久	西臼杵郡高千穂町大字上野 226番地19
理 事	佐 藤 春 樹	西臼杵郡高千穂町大字上野2852番地
理 事	佐 藤 好 弘	西臼杵郡高千穂町大字上野2937番地
理 事	佐 藤 則 行	西臼杵郡高千穂町大字上野2616番地
理 事	興 梶 利 男	西臼杵郡高千穂町大字上野2306番地14
理 事	西 村 公 彦	西臼杵郡高千穂町大字上野3545番地
監 事	古 西 富美男	西臼杵郡高千穂町大字上野3562番地
監 事	興 梶 保 明	西臼杵郡高千穂町大字三田井1195番地13

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、下野土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	甲 斐 雅 也	西白杵郡高千穂町大字上野5163番地
理 事	甲 斐 豊 久	西白杵郡高千穂町大字下野1922番地
理 事	田 辺 菊 男	西白杵郡高千穂町大字下野 562番地
理 事	江 藤 正 至	西白杵郡高千穂町大字下野2061番地
理 事	甲 斐 勝 彦	西白杵郡高千穂町大字下野 598番地4
理 事	佐 藤 勇 仁	西白杵郡高千穂町大字下野1964番地
理 事	江 藤 利 彦	西白杵郡高千穂町大字下野 616番地
監 事	甲 斐 雅 也	西白杵郡高千穂町大字上野5163番地
監 事	荒 内 謙 二	西白杵郡高千穂町大字上野3811番地2

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 豊 久	西白杵郡高千穂町大字下野1922番地
理 事	田 辺 菊 男	西白杵郡高千穂町大字下野 562番地
理 事	江 藤 正 至	西白杵郡高千穂町大字下野2061番地
理 事	甲 斐 勝 彦	西白杵郡高千穂町大字下野 598番地4
理 事	佐 藤 勇 仁	西白杵郡高千穂町大字下野1964番地
理 事	江 藤 利 彦	西白杵郡高千穂町大字下野 616番地
監 事	江 藤 公 吾	西白杵郡高千穂町大字下野1986番地

(任期：令和7年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 哲 士	西白杵郡高千穂町大字上野4726番地
理 事	馬 原 豊 幸	西白杵郡高千穂町大字上野4985番地
理 事	坂 本 文 雄	西白杵郡高千穂町大字上野 242番地
理 事	松 川 智 年	西白杵郡高千穂町大字上野5037番地
理 事	甲 斐 英 孝	西白杵郡高千穂町大字上野4307番地

監 事	甲 斐 雅 也	西白杵郡高千穂町大字上野5163番地
-----	---------	--------------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、小又川土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 哲 士	西白杵郡高千穂町大字上野4726番地
理 事	馬 原 豊 幸	西白杵郡高千穂町大字上野4985番地
理 事	馬 原 信 泰	西白杵郡高千穂町大字上野 277番地
理 事	松 川 智 年	西白杵郡高千穂町大字上野5037番地
理 事	甲 斐 英 孝	西白杵郡高千穂町大字上野4307番地
監 事	佐 藤 和 幸	西白杵郡高千穂町大字上野 279番地
監 事	荒 内 謙 二	西白杵郡高千穂町大字上野3811番地2

(任期：令和7年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 哲 士	西白杵郡高千穂町大字上野4726番地
理 事	馬 原 豊 幸	西白杵郡高千穂町大字上野4985番地
理 事	坂 本 文 雄	西白杵郡高千穂町大字上野 242番地
理 事	松 川 智 年	西白杵郡高千穂町大字上野5037番地
理 事	甲 斐 英 孝	西白杵郡高千穂町大字上野4307番地

監 事	馬 原 信 泰	西臼杵郡高千穂町大字上野 277番地
監 事	佐 藤 和 幸	西臼杵郡高千穂町大字上野 279番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、河ヶ迫地区県営土地改良事業（日南市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 3 年 4 月 30 日から令和 3 年 6 月 2 日まで

3 縦覧場所

日南市役所農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、兼ヶ瀬地区県営土地改良事業（五ヶ瀬町、中山間地域農業農村総合整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 3 年 4 月 30 日から令和 3 年 6 月 2 日まで

3 縦覧場所

五ヶ瀬町役場建設課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第14条第 8 項の規定により、宮崎県において資源管理を行うための方針を令和 3 年 4 月 1 日付で次のように変更したので、同条第10項の規定

により準用する同条第 6 項の規定により公表する。

令和 3 年 4 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県において資源管理を行うための方針

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の生産量で約12万トン、生産額で約 336億円にのぼり、全国的にも上位に位置している。また、漁業経営体数は 950経営体（漁業センサス2018）であり、多くの沿岸地域においては、水産業が重要な産業となっている。今後とも本県水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 県の責務

県は、法第 6 条の規定により、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有することから、国と協力して、本県が管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第 1 項の規定により、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分（以下「知事管理区分」という。）ごとに、少なくとも次の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

各特定水産資源の漁獲可能量を知事管理区分ごとに配分する場合の基準は、対象とする漁業の漁獲実績を基礎とするとともに、漁業の実態その他の事情を勘案して、定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が生じるおそれがある場合は、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、関係団体の要望及び知事管理区分ごとの数量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行うことができることとする。

第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。なお、漁獲割当てによる管理ができない場合は、漁獲量の総量を管理し、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第 5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源について、資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第1982号）に則して、当該特定水産資源の資源管理の

目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項に規定する協定（以下「協定」という。）の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進し、これらの結果を知事に報告させるものとする。

## 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、宮崎県資源評価委員会による資源評価及び資源管理の提言を踏まえて、資源管理の具体的かつ効果的な措置を定めて実行するなど P D C A サイクルによる効果的な資源管理を行うものとする。

また、当該水産資源の採捕をする者による協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進し、これらの結果を知事に報告させるものとする。

さらに、当該協定に基づき報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価ができるよう努めることとする。

## 第 6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であるとともに、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うものほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても実施が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの漁獲量等の情報の把握の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

### 3 種苗放流等の取組

種苗の生産及び放流（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証するとともに、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施する。また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該

水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

### 4 遊漁者に対する指導

国及び県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び本方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

### 第 7 宮崎県資源管理方針の見直しの検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、宮崎県資源評価委員会における直近の資源評価や最新の科学的知見に基づく資源管理施策の提言若しくは漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、本方針及び本方針に記載されている個別の水産資源について宮崎県資源管理協議会及び宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて、見直しの検討を行うものとする。

### 第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

- 1 特定水産資源は、まいわし太平洋系群、まあじ、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかの計 5 種とし、これらの具体的な資源管理方針は別紙 1 のとおりとする。
- 2 特定水産資源以外の水産資源のうち、本県において資源評価を行っている魚種ごとの具体的な資源管理方針は、別に定める。（別紙 1 - 1）

### 第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

### 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

#### 1 宮崎県まき網漁業

##### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

##### ② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業（法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業をいい、しいらまき網漁業を除く。以下同じ。）

イ 小型まき網漁業（宮崎県漁業調整規則（令和 2 年宮崎県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる小型まき網漁業をいい、しいらまき網漁業を除く。以下同じ。）

##### ③ 漁獲可能期間

周年

##### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

##### ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

##### ② 知事が法第 31 条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

### 2 宮崎県その他のまいわし漁業

#### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

##### ① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

##### ② 対象とする漁業

宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地

がある者によるまいわしを採捕する漁業（宮崎県まき網漁業を除く。）

- ③ 漁獲可能期間  
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中  
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮崎県その他のまいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、下表のとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	11か統
小型定置網漁業（共同漁業権）	15件
いわし棒受網漁業	38隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし  
(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域  
②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業

- ア 中型まき網漁業
- イ 小型まき網漁業

- ③ 漁獲可能期間  
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）  
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から3日以内

2 宮崎県その他のまあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域  
②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業

宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業（宮崎県まき網漁業を除く。）

- ③ 漁獲可能期間  
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中  
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮崎県その他のまあじ漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、下表のとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	11か統
小型定置網漁業（共同漁業権）	15件
刺網漁業	356隻
えびびき網漁業	103隻
その他の釣漁業	451隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし  
(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

## ① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

## ② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業（太平洋広域漁業調整委員会指示第29号1（2）及び日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第55号1（2）に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

イ 宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業

## ③ 漁獲可能期間

周年

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

## ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

## 2 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

## ① 水域

中西部太平洋条約海域

## ② 対象とする漁業

定置漁業（法第60条第3項第1号及び宮崎県漁業調整規則第4条第1項第16号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

## ③ 漁獲可能期間

4月1日から同年6月30日まで

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

## ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

## 3 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

## ① 水域

中西部太平洋条約海域

## ② 対象とする漁業

定置漁業

## ③ 漁獲可能期間

7月1日から同年9月30日まで

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

## ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

## 4 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

## ① 水域

中西部太平洋条約海域

## ② 対象とする漁業

定置漁業

## ③ 漁獲可能期間

10月1日から同年12月31日まで

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

## ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

## 5 宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

## ① 水域

中西部太平洋条約海域

## ② 対象とする漁業

定置漁業

## ③ 漁獲可能期間

1月1日から同年3月31日まで

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

## ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

1 平成28年漁期（第2管理期間）の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の2割（2.9トン）を上限として分割し

て差し引くこととしているが、前管理年度の未消化数量については、次管理年度以降の差し引き分に充当する。

- 2 知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1-4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（4月から9月まで）

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ 宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（以下「その他の漁船漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年9月30日まで

- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（10月から3月まで）

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ その他の漁船漁業

③ 漁獲可能期間

10月1日から翌年3月31日まで

- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

- ③ 漁獲可能期間

4月1日から同年9月30日まで

- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

4 宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から3月まで）

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

10月1日から翌年3月31日まで

- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1-5)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県するめいか漁業

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、全量を知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮崎県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は下表のとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁 獲 努 力 量
大型定置漁業	11か統
小型定置網漁業（共同漁業権）	15件
中型まき網漁業	19か統
小型まき網漁業	15か統
刺網漁業	356隻
深海えびびき網漁業	16隻
えびびき網漁業	103隻
その他の釣漁業	451隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

漁業法（昭和24年法律第 267号）第16条第 1 項の規定により、するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を令和3年4月1日付けで次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和3年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（漁業法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の第1から第3までの表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれこれらの表の右欄に掲げる数量とする。

第1 するめいか

知事管理区分	数 量
宮崎県するめいか漁業	現行水準

第2 くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	7.8トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	0.8トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	0.6トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	0.8トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	0.8トン

第3 くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（4月から9月まで）	7.7トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（10月から3月まで）	4.0トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）	0.8トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（10月から3月まで）	0.6トン

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項の規定により令和3年度の家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

令和3年4月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催期日

令和3年8月2日（月曜日）から9月8日（水曜日）まで

2 開催場所

宮崎県畜産試験場

3 家畜の種類

牛

4 受講申込手続

(1) 受講願書の受付期間

令和3年5月6日（木曜日）から5月31日（月曜日）まで

(2) 受講願書の提出先

最寄りの家畜保健衛生所

(3) 受講願書の提出

所定の受講願書に最近3か月以内に撮影した顔写真（縦5センチメートル、横4センチメートル）2枚を添付して提出すること。

5 受講手数料

35,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）

6 その他

- (1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会（東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編）を使用するのであらかじめ準備すること。
- (2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課（電話0985-26-7139）にすること。

**公安委員会公告**

**宮崎県公安委員会公告第6号**

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和3年4月30日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 俊 彦

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	1号警備業務	令和3年7月19日（月）から同年7月30日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに7月22日、7月23日を除く。）	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
1号警備業務	令和3年6月7日（月）から同年6月18日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	1号警備業務	47,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。

(2) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページ

に掲載する。

- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

#### 宮崎県公安委員会公告第7号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和3年4月30日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

#### 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
施設警備	1 級	令和3年8月4日（水）午前9時から午後5時ころまでの間
	2 級	令和3年8月5日（木）午前9時から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

#### 2 実施場所

鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県警察本部

#### 3 定員

各15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

#### 4 受検資格

##### (1) 1 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

##### (2) 2 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

#### 5 検定申請手続

##### (1) 受付期間、時間

令和3年5月24日（月）から6月4日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### (2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

##### (3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 施設警備2級検定合格証明書の写し及び施設警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（1級検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。）

カ 1級検定受験資格認定書（1級検定申請者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

#### 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

#### 7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

##### (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験の内容

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 公示後、社会情勢の変化により、検定実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(5) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（電話番号0985-31-0110）に行うこと。

## 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 設立届

○政党の支部

(イ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党宮崎県第2区総支部	渡 辺 創	太 田 清 海	延岡市東本小路 132-23	衆議院議員	○	令和3年3月15日
立憲民主党宮崎県第3区総支部	渡 辺 創	満 行 潤 一	都城市北原町4-4	衆議院議員	○	令和3年3月15日

○その他の政治団体

(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
社会民主主義フォーラムみやざき	満 行 潤 一	岩 切 達 哉	宮崎市生日台東1丁目6番地8	令和3年2月17日
石山かずま後援会	石 山 和 真	石 山 信 廣	東諸県郡国富町大字本庄4981-1	令和3年3月26日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮崎県延岡市第三支部	内 田 理 佐	会 計 責 任 者	黒 木 真 由 美	佐 野 俊 博	令和2年12月1日
自由民主党日之影町支部	一 水 輝 明	主たる事務所の所在地	西白杵郡日之影町大字七折 11564番地	西白杵郡日之影町大字七折1064番地	令和3年2月24日
		代 表 者	一 水 輝 明	甲 斐 徳 仁	
		会 計 責 任 者	小 川 輝 久	甲 斐 睦 彦	
自由民主党川南町支部	山 下 寿	会 計 責 任 者	山 下 美 紀	中 村 昭 人	令和3年3月8日
自由民主党宮崎県都城市第二支部	二 見 康 之	会 計 責 任 者	西 田 正 春	杉 村 良 子	令和3年3月9日
自由民主党住吉支部	長谷川 清	主たる事務所の所在地	宮崎市大字芳土1680	宮崎市大字塩路 525-3	令和3年3月12日
		代 表 者	長 谷 川 清	池 田 啓 一	
		会 計 責 任 者	上 岡 裕 次	濱 田 美 彦	
自由民主党都農町支部	黒 木 誠	会 計 責 任 者	杉 尾 和 俊	黒 木 俊 幸	令和3年3月16日
自由民主党国富町支部	津 江 一 秀	主たる事務所の所在地	東諸県郡国富町大字三名2621-14	東諸県郡国富町大字向高1492番地	令和3年3月22日
		代 表 者	津 江 一 秀	谷 水 辰 男	
		会 計 責 任 者	日 高 正 信	井 上 秀 幸	
自由民主党宮崎県宮崎市第一支部	右 松 隆 央	会 計 責 任 者	有 川 幸 軌	右 松 真 紀 子	令和3年3月30日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
市民が主役	齊 藤 一 昭	主たる事務所の所在地	日向市大字日知屋深溝 6 15番地	日向市財光寺沖町44番 1	令和 2 年 3 月 1 日
日高あきひこ後援会	暉 本 秀 雄	主たる事務所の所在地	宮崎市青島 3 丁目 17-11	宮崎市小戸町 104-1 リ ベラルーツ葉 110号	令和 2 年 8 月 25 日
うちだりさ後援会	白 坂 幸 則	会 計 責 任 者	黒 木 真 由 美	山 下 明 美	令和 2 年 12 月 1 日
安竹ひろし後援会	加 藤 浩	代 表 者	加 藤 浩	安 楽 義 克	令和 3 年 1 月 1 日
谷口勝後援会	谷 口 勝	会 計 責 任 者	吉 野 文 教	落 合 立 幸	令和 3 年 1 月 20 日
みぞぐち誠二後援会	高 橋 幸 一	代 表 者	高 橋 幸 一	坊 蘭 恒 信	令和 3 年 2 月 1 日
もみた学後援会	初 田 学	会 計 責 任 者	初 田 孝 一	瀧 上 守	令和 3 年 2 月 3 日
黒川正信後援会	黒 川 正 信	主たる事務所の所在地	宮崎市高洲町 32 の 1	宮崎市高洲町 32 の 7	令和 3 年 2 月 3 日
		代 表 者	黒 川 正 信	竹 下 昌 巳	
		会 計 責 任 者	黒 川 範 子	秦 彦 三 郎	
こうづま経信後援会	松 岡 洋 一	会 計 責 任 者	入 佐 勲	増 田 正 澄	令和 3 年 2 月 22 日
前田隆博後援会	前 田 孝 生	会 計 責 任 者	前 田 至 絵	前 田 紘 子	令和 3 年 2 月 25 日
幸福実現党宮崎県本部	大川原 一 彰	主たる事務所の所在地	宮崎市中村西 3-7-8 タカマサビル 1 F-A	宮崎市中村西 3-7-8 ケイプラザビル 1 F-A	令和 3 年 3 月 1 日
宮崎県隊友政治連盟えびの支部	市 田 徳 幸	主たる事務所の所在地	えびの市大字向江 641-1	えびの市島内 728-2	令和 3 年 3 月 8 日
		代 表 者	市 田 徳 幸	蔵 園 晴 美	
		会 計 責 任 者	宮 久 保 政 治	西 田 時 彦	
宮崎県土地家屋調査士政治連盟	岩 切 和 弘	代 表 者	岩 切 和 弘	蓑 原 照 光	令和 3 年 3 月 9 日
宮崎県獣医師連盟	矢 野 安 正	代 表 者	矢 野 安 正	井 手 口 秀 夫	令和 3 年 3 月 19 日
社会民主主義フォーラムみやざき	満 行 潤 一	主たる事務所の所在地	宮崎市別府町 3 番 9 号	宮崎市生目台東 1 丁目 6 番地 8	令和 3 年 3 月 25 日
右松たかひろ後援会	右 松 隆 央	会 計 責 任 者	有 川 幸 軌	右 松 真 紀 子	令和 3 年 3 月 30 日

## 3 解散届

## ○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党宮崎県小林市第二支部	宮 原 義 久	令和 2 年 12 月 31 日

## ○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
串間政経調査研究所	福 添 忠 義	令和 2 年 3 月 31 日
福添忠義後援会	本 部 敏 信	令和 2 年 3 月 31 日

うえはら康雄後援会	朝 間 久 信	令和 2 年12月25日
まえはら淳一後援会	前 田 勲	令和 2 年12月30日
森田久寛後援会	松 本 三 雄	令和 2 年12月30日
日南を創り動かす会	荒 武 孝 好	令和 2 年12月31日
緒嶋雅晃後援会	富 高 健一郎	令和 2 年12月31日
小谷達也後援会	小 谷 達 也	令和 3 年 2 月 5 日
宮崎北部成山会	日 高 信 男	令和 3 年 3 月10日
水元まさみつ後援会	門 松 昭 夫	令和 3 年 3 月31日

**宮崎県選挙管理委員会告示第16号**

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 3 項の規定により、資金管理団体の異動及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 4 月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 異動届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
木 代 誠一郎	木代誠一郎後援会	公職の種類	串間市議会議員（候補者等）	宮崎県議会議員（候補者等）	令和 3 年 3 月 1 日

2 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	取消年月日
小 谷 達 也	小谷達也後援会	令和 3 年 2 月18日
福 添 忠 義	串間政経調査研究所	令和 3 年 2 月22日

**宮崎県選挙管理委員会告示第17号**

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 2 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日以降における政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体は、次のとおりである。

令和 3 年 4 月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

政治資金規正法第17条第 2 項の適用団体

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
北川浩一郎後援会	松 山 寛	北 川 佳 代 子	日南市木山一丁目 3 番29号
三股を良くする会	荒 武 辰 弘	荒 武 八 重 子	北諸県郡三股町樺山4463- 2